

藤枝市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第 1 条中「水道事業職員（以下「水道職員」という。）」を「水道事業及び下水道事業企業職員（以下「企業職員」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項及び第 1 8 条中「水道職員」を「企業職員」に改める。

(藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年藤枝市条例第25号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 2 項中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 1 9 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例（平成 5 年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改める。

第 3 条中「市長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 1 2 条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市農業集落排水処理施設条例（平成 8 年藤枝市条例第 8 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 3 号中「市長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 6 条、第 7 条、第 1 0 条第 1 項及び第 3 項、第 1 7 条第 1 項第 2 号並びに第 2 1 条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市情報公開条例の一部改正)

第5条 藤枝市情報公開条例(平成13年藤枝市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(藤枝市個人情報保護条例の一部改正)

第6条 藤枝市個人情報保護条例(平成15年藤枝市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(藤枝市公共下水道及び都市下水路の構造等の基準を定める条例)

第7条 藤枝市公共下水道及び都市下水路の構造等の基準を定める条例(平成24年藤枝市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第5号、第4条第1号、第5条第2号並びに第7条第5号中「規則で」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長が別に」に改める。

(藤枝市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部改正)

第8条 藤枝市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例(平成28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ただし書中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第8条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市公共下水道事業特別会計条例の廃止)

第9条 藤枝市公共下水道事業特別会計条例(昭和52年藤枝市条例第16号)は、廃止する。

(藤枝市農業集落排水事業特別会計条例の廃止)

第10条 藤枝市農業集落排水事業特別会計条例(平成5年藤枝市条例第9号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長に対してされている申

請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為は、この条例の施行日以後は、相当規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して下水道事業の管理者の権限を行う市長からなされた処分その他の行為とみなす。